

旧警戒区域等の小中学生用体操着の製造・販売を行っていた申立会社について、原発事故による卸売先及び小中学生の避難に伴い売上げが減少したとして、逸失利益及び在庫品の財物損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、下記以外の点については本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 営業損害（逸失利益。但し、別紙記載の取引先にかかる損害に限る。）

（期間 自 平成23年3月11日

至 平成24年12月31日）

イ 財物損害（在庫品）

2 和解金額

被申立人は申立人に対し、前項の損害についての賠償金として、合計金169万3440円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

ただし、第1項イ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月21日

（別紙省略）

（仲介委員 小田修司）